

東海東京の
iDeCo
(個人型確定拠出年金)

プラン説明書

2022年10月

東海東京証券株式会社

本書類は、個人型年金の実施者である国民年金基金連合会より運営管理業務の委託を受けた東海東京証券株式会社（以下「当社」といいます。）が、確定拠出年金法および個人型確定拠出年金規約に基づく制度、資産運用、利用方法に関する情報その他必要な情報等を提供する目的で作成された資料です。

※「東海東京のiDeCo」は、当社が確定拠出年金法に基づく運営管理機関となって提供する個人型確定拠出年金のプランの名称です。

目 次

| | |
|------------|---|
| iDeCo用語の説明 | 2 |
|------------|---|

第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容

| | |
|---|---|
| (1) 日本の年金制度の概要および年金制度における確定拠出年金の位置付け | 3 |
| ①日本の年金制度 | 3 |
| ②確定拠出年金制度 | 3 |
| (2) 個人型年金の概要 | 4 |
| ①個人型年金に関係する各機関の役割 | 4 |
| ②中小事業主掛金納付制度について | 5 |
| ③他制度への移換(当制度から他制度へ移動する場合)について | 5 |
| ④個人型年金に加入(掛金の拠出)ができる方とその拠出額の限度 | 6 |
| ⑤運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法および運用商品の預け替え機会について | 6 |
| ⑥給付の種類、受給要件、給付の開始時期および給付(年金または一時金別)の受取方法 | 7 |
| ⑦企業型確定拠出年金の加入者が転職又は離職した場合の個人型年金への資産移換について | 7 |
| ⑧拠出、運用および給付の各段階における税制措置について | 7 |
| ⑨企業年金制度に加入していた方の個人型年金への資産移換について | 8 |
| ⑩加入条件を満たしていない場合の掛金の払戻し処理(還付)について | 8 |
| ⑪運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応 | 9 |
| ⑫国民年金基金連合会、運営管理機関および資産管理機関の行為準則の内容 | 9 |

第2章 金融商品の仕組みと特徴

| | |
|----------|----|
| (1) 預貯金 | 11 |
| (2) 投資信託 | 11 |

第3章 資産の運用の基礎知識

| | |
|-----------------------|----|
| (1) 資産の運用を行うに当たっての留意点 | 12 |
| (2) リスクの種類と内容 | 12 |
| (3) リスクとリターンの関係 | 13 |
| (4) 分散投資の考え方とその効果 | 13 |
| (5) 長期運用の考え方 | 13 |

第4章 東海東京のiDeCo利用に関する事項

| | |
|---|----|
| (1) 諸経費 | 14 |
| (2) 東海東京のiDeCoの申込方法 | 15 |
| (3) 第2号被保険者の勤務先の事業所登録 | 16 |
| (4) 運用指図の方法 | 17 |
| (5) 掛金拠出から運用商品の購入までの流れ | 17 |
| (6) 個人別管理資産に対する預け替えの流れ | 18 |
| (7) 届出が必要な場合 | 18 |
| (8) 給付の請求と受取方法 | 19 |
| (9) 小規模企業共済等掛金払込証明書の再発行 | 20 |
| (10) 個人別管理資産等の報告 | 20 |
| (11) 本説明書の内容の変更 | 20 |
| (12) SB I ベネフィット・システムズの確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程 | 20 |

| | |
|------|----|
| お問合せ | 22 |
|------|----|

iDeCo用語の説明

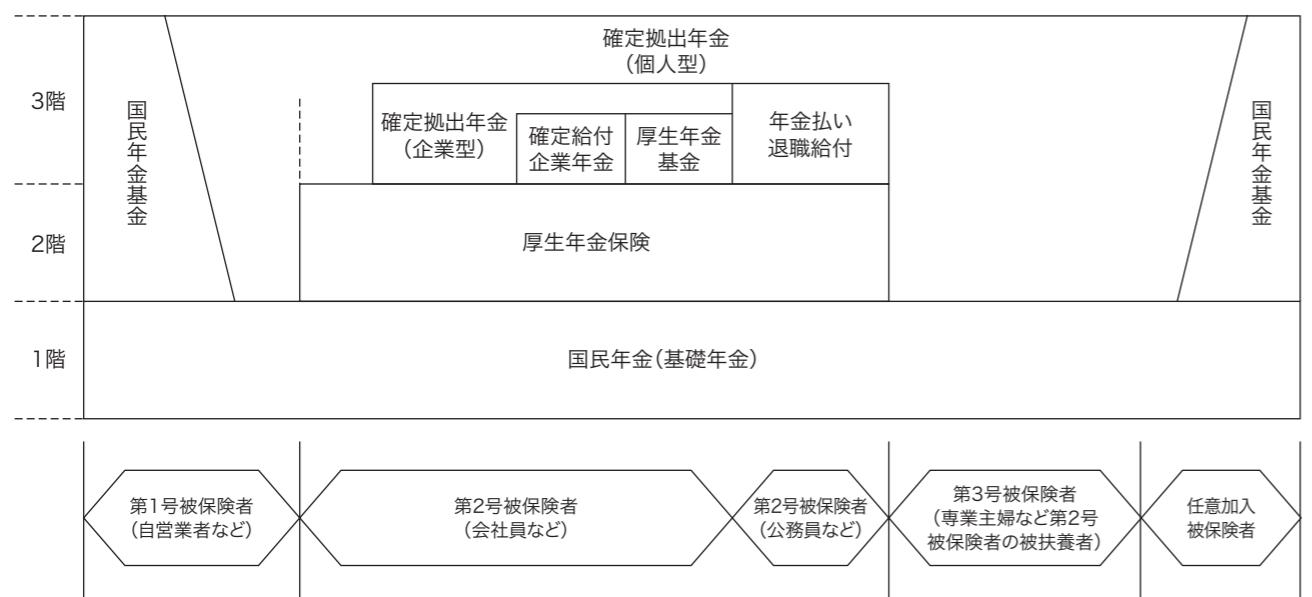
| 用語 | 内容 |
|---------|---|
| 加入者 | 年1回以上掛金を拠出する方および、拠出した掛金を原資とする個人別管理資産について、運用指図を行う方 |
| 運用指図者 | 新規の掛金の拠出はせず、これまでに拠出した掛金を原資とする個人別管理資産について、運用指図のみを行う方 |
| 加入者等 | 「加入者」+「運用指図者」の総称 |
| 個人別管理資産 | 加入者等に将来支給する給付に充てるべきものとして、積み立てられている各人の年金資産のこと |
| 拠出 | 加入者が掛金を積み立てること。毎月定額の掛金を拠出するのが基本だが、掛金の拠出を1年の単位で考え、加入者が年1回以上任意で決めた月にまとめて拠出することも可能 |
| 運用指図 | 加入者等が運用商品の買付や売却を行うこと |
| 給付 | 個人別管理資産を加入者等に支払うこと |
| 給付裁定 | 運営管理機関が給付内容を決定すること |
| 還付 | 本来掛金を拠出できない方が拠出した場合や限度額を超えて拠出した場合等に、掛金に相当する額を返還すること |
| 移換 | 企業型確定拠出年金制度から個人型確定拠出年金制度へ個人別管理資産を移すこと、またはその逆。 確定給付企業年金や厚生年金基金等から企業型確定拠出年金または個人型確定拠出年金に個人別管理資産を移すこと |
| 預け替え | 個人別管理資産として保有している運用商品を売却し、他の運用商品を購入すること。「スイッチング」とも言う |

第1章 確定拠出年金制度等の具体的な内容

(1)日本の年金制度の概要および年金制度における確定拠出年金の位置付け

①日本の年金制度

日本における年金制度は、国民年金(基礎年金)、国民年金基金、厚生年金保険・共済組合、企業年金制度等と確定拠出年金より構成されており、それぞれの対象者が以下のように分かれる階層状の制度となっています。



国民年金法に基づき、年金制度においては職業または就業形態によって以下のとおり区分されています。

| | |
|----------|--|
| 第1号被保険者 | 日本に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者、農業や漁業に従事している者、その配偶者および学生等。 |
| 第2号被保険者 | 厚生年金保険の被保険者(民間企業の会社員、国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など)。 |
| 第3号被保険者 | 20歳以上60歳未満の第2号被保険者の被扶養配偶者。 |
| 任意加入被保険者 | 国民年金に任意加入している者(60歳以上の方や海外居住者) |

②確定拠出年金制度

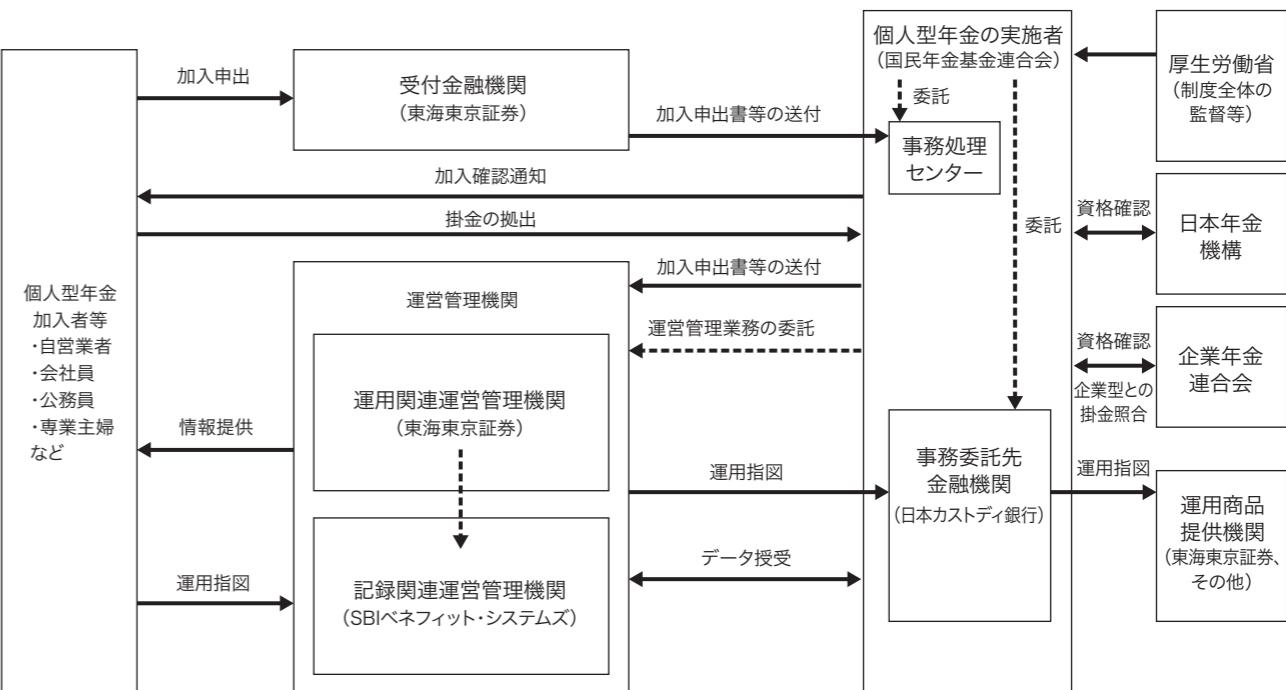
確定拠出年金は、国民年金基金や既存の企業年金制度のような確定給付年金に加えて、公的年金に上乗せされる制度で、以下の特徴があります。

- 拠出された掛金が個人毎に明確に区分され、掛金とその運用収益との合計額をもとにして給付額が決定される年金であり、加入者自身が自己的責任において運用商品を選択して運用し、その結果に基づいて年金が支給されます。
- 企業が導入し、企業が従業員のために掛金を拠出する(企業によっては、所定の限度額の範囲内で従業員本人も拠出ができる)「企業型」(以下「企業型確定拠出年金」といいます。)と、個人が任意に加入し、自ら掛金を拠出する「個人型」(以下「個人型年金」といいます。)とに分けられます。
- 個人の持分が個人別管理資産として明確に区分されており、転職時にはお客様の状況に応じて確定拠出年金制度間での持ち運びができます。このように年金資産の持ち運びが可能なことを一般にポータビリティといい、確定拠出年金固有の特長です。
- 個人型年金制度においては、加入資格の有無にかかわらず、運用指図者として、掛金の拠出は行わず、過去に積み立てた個人別管理資産の運用指図のみを行うことが可能です。
- 掛金の拠出額については、全額所得控除の対象となります。

(2)個人型年金の概要

①個人型年金に関する各機関の役割

個人型年金における各機関の役割は以下の図のとおりです。各機関の下段()内は「東海東京のiDeCo」(以下「当プラン」といいます。)における会社名です。



確定拠出年金法により、国民年金基金連合会が個人型年金の実施者として定められており、個人型年金の運営管理業務および各種事務を各機関に委託することができるものとされています。当社は、国民年金基金連合会より運営管理業務と受付業務を受託しており、記録関連運営管理業務については、SBIペネフィット・システムズ株式会社(以下「SBIペネフィット・システムズ」といいます。)に再委託しています。

各団体または機関が行う業務の内容は以下のとおりです

| | |
|-----------|---|
| 個人型年金の実施者 | 国民年金基金連合会が実施者となっており、主に以下の役割を担います。 ・加入者の資格の確認に係る業務 ・掛金の限度額の管理に係る業務 ・加入者からの掛金の収納に係る業務 ・個人型年金における個人型年金規約の策定 ・加入者等に関する原簿を備え、これに加入者等の氏名および住所、資格の取得および喪失の年月日等を記録し、保存する業務(本業務は運営管理機関に委託しています。) |
| 事務処理センター | 国民年金基金連合会からの委託により、次のような加入者等からの各種届の入力・発送等の業務を行います。 ・届出の入力に関する事務 ・通知書の送付に関する事務 ・その他付随する事務 |
| 運営管理機関 | 個人型年金において、運営管理業務を行う機関をいい、主に以下の業務を行います。 ・個人型年金における運用商品の選定および加入者等への提示 ・商品の運用に関する情報の提供 ・加入者等の氏名、住所、個人別管理資産額その他の加入者等に係る事項の記録、保存および通知 ・加入者等が行った運用の指図のとりまとめおよびその内容の資産管理機関または連合会への通知 ・給付を受ける権利の裁定 当社は、国民年金基金連合会より運営管理機関としての業務を受託しています。 運営管理業務は、確定拠出年金法上、運用関連運営管理業務と記録関連運営管理業務とに分けられ、それぞれの業務を行なう機関は、運用関連運営管理機関と記録関連運営管理機関と呼ばれます。 |
| 受付金融機関 | 加入者等からの各種届を受け、国民年金基金連合会へ送付する機関等をいい、主に以下の業務を行います。 ・加入申出書、移換依頼書、事業所登録申請書等の受付 ・その他各種変更届等の受付 当社は、国民年金基金連合会より受付業務を受託しています。 |
| 事務委託先金融機関 | 個人型年金において、国民年金基金連合会より委託を受けて、個人別管理資産の管理に係る事務を行う機関をいい、主に以下の業務を行います。 ・個人別管理資産の管理に関する事務 ・個人別管理資産の運用に関する契約に係る預金通帳、有価証券その他これに類するものの保管に関する事務 ・個人型年金における運営管理機関の給付金裁定に基づく、給付金支給事務 |
| 運用商品提供機関 | 預金、投資信託等の運用商品を提供する機関をいいます。当プランにおいては、当社およびあおぞら銀行が運用商品を提供しています。 |
| 厚生労働省 | 厚生労働省の役割は、以下のとおりです。 ・制度全体の監督 ・運営管理機関の登録 |
| 日本年金機構 | 日本年金機構の役割は、以下のとおりです。 ・資格確認のための情報提供 (国民年金の被保険者資格に関する資料、国民年金の第1号被保険者の納付に関する資料) |
| 企業年金連合会 | 企業年金連合会の役割は、以下のとおりです。 ・加入資格確認 ・企業型確定拠出年金加入者の整合性確認・掛金照合 |

④個人型年金に加入(掛金の拠出)ができる方とその拠出額の限度

個人型年金には原則すべての国民年金の被保険者(厚生年金保険被保険者を含む。)が加入できます。

但し、下記に該当する方は加入できません。

| 被保険者の種別 | 加入できない方 |
|---------|--|
| 第1号被保険者 | ・農業者年金の被保険者 ・国民年金の保険料を免除、半額免除、一部免除、学生納付猶予、若年者納付猶予されている者 (但し、産前産後免除者、障害基礎年金の受給権者や厚生労働省令で定める施設の入所者は除きます) |
| 第2号被保険者 | ・個人型年金の老齢給付金を受給したことがある方 ・公的年金の老齢年金(特別支給の老齢厚生年金を除く)を受給している方 ・企業型確定拠出年金に加入している方で、マッチング拠出(加入者掛金拠出)を利用している方、もしくは事業主掛金を年単位拠出している方 |

個人型年金の掛金額は、下記の被保険者種別や企業年金の実施状況によって決まる限度額の範囲で、5,000円以上1,000円単位で任意に設定できます。

| 被保険者種別または企業年金の実施状況 | 月額限度額(年額限度額) |
|--|---|
| 第1号被保険者の加入者・任意加入被保険者の加入者 | 68,000円(※1)(816,000円) |
| 第2号被保険者の加入者 | 企業年金(※4)、企業型確定拠出年金のいずれにも加入していない方 23,000円(276,000円) |
| | 企業型確定拠出年金に加入している方 20,000円(※2)(240,000円) |
| 企業年金に加入している方(※4)、または共済組合(長期)の組合員・加入員(国家公務員、地方公務員、私立学校の教職員など) | 12,000円(※3)(144,000円) |
| 第3号被保険者の加入者 | 23,000円(276,000円) |

※1 国民年金基金に加入している方、または国民年金の付加保険料を納付している方は、それらの掛金または保険料とあわせて68,000円が限度となります。
例1) 国民年金基金の加入者で毎月15,000円を納付している方の個人型年金の掛金の限度額は68,000円-15,000円=53,000円となります。
例2) 国民年金の付加保険料を納付している方は、67,000円が個人型年金の掛金の限度額となります。(68,000円-400円=67,000円 括弧は1,000円単位のため。)

※2 拠出限度額は事業主掛金額によって異なります。
・企業型確定拠出年金の事業主掛金額が、50,000円を超える場合は個人型年金に加入できません。
個人型年金加入後に、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が、50,000円を超えた場合、個人型年金の拠出が停止します。

・事業主掛金額が、35,000円以上(企業年金等に加入していない)の場合、個人型の拠出限度額は「20,000円-(事業主掛金額-35,000円)」となります。
・個人型年金の拠出限度額が5,000円未満の場合は、個人型に加入できません。

※3 拠出限度額は事業主掛金額によって異なります。
・企業型確定拠出年金の事業主掛金額が、22,500円を超える場合は個人型年金に加入できません。
個人型年金加入後に、企業型確定拠出年金の事業主掛金額が、22,500円を超えた場合、個人型年金の拠出が停止します。

・事業主掛金額が、15,000円以上(企業年金等に加入している)の場合、個人型の拠出限度額は「12,000円-(事業主掛金額-15,500円)」となります。
・個人型年金の拠出限度額が5,000円未満の場合は、個人型に加入できません。

※4 企業年金とは、厚生年金基金、確定給付企業年金及び石炭鉱業年金基金をいいます。

②中小事業主掛金納付制度について

中小事業主(従業員300人以下)に限り、従業員が加入する個人型年金で事業主が加入者掛金に追加して拠出できる制度をいいます。但し中小事業主掛金納付制度を実施できる事業主には制約がありますので、個人で希望してもお取扱いかできない場合があります。詳細は国民年金基金連合会iDeCo公式サイト(<https://www.ideco-koushiki.jp>)から、「事業主の方へ」へ進んでいただき、「中小事業主掛金納付制度(愛称「iDeCo+」(イデコプラス))の概要と実施までの流れ」に則り事業主による手続きを行ってください。

③他制度への移換(当制度から他制度へ移動する場合)について

当プランから他制度に資産を移換する場合、以下のパターンがあります。移換については速やかにお客さまご自身でお手続きを行ってください。

| 移換先 | 手続き |
|--------------------|---|
| 企業型確定拠出年金 | 移換先企業型確定拠出年金担当者より移換手続き書類を取寄せ、移換先企業型確定拠出年金より移換手続依頼を行ってください。これを行わない場合はSBIベネフィット・システムズのお客様が企業型確定拠出年金資格を取得した旨を確認後、自動的に記録関連運営管理機関(RK)のスケジュールにて企業型確定拠出年金への移換処理を行うことになります。尚、企業型に移換して資産を一本化するか、このまま個人型で継続されるかをお選びいただくことも可能な場合があります。 |
| 厚生年金基金 確定給付企業年金 | 移換先制度担当者より移換手続き書類を取寄せ、移換先より移換手続依頼を行ってください。ただし、移換しない場合はこのまま個人型で継続されることも可能です。 |

⑤運用商品の範囲、加入者等への運用商品の提示の方法および運用商品の預け替え機会について

当プランにおける運用商品の範囲、情報の提示方法および預け替えの機会は以下のとおりです。

| 項目 | 当プラン |
|-------------|--|
| 運用商品の範囲 | 元本確保型(※1)の運用商品として定期預金、元本変動型(※2)の商品として投資信託を複数選定しています。具体的な運用商品は、加入者サイトを参照ください。 |
| 運用商品の提示の方法 | 加入時においては商品説明書の提供、加入者等に対しては主に加入者サイト上で運用商品の情報の提示を行っています。また、当社カスタマーサポートセンター等を通じて運用商品の情報の提示を行うことがあります。 |
| 運用商品の預け替え機会 | 原則1日に1回の預け替えの機会を提供しています。SBIベネフィット・システムズの預け替えの機会の詳細につきましては、「第4章(6)個人別管理資産に対する預け替えの流れ」を参照ください。 |

※1 元本が確保される運用商品として、確定拠出年金法施行令第16条に定められた運用方法。ただし、同条の定義による運用商品には、満期前の売却は元本が確保されない運用商品も含まれます。

※2 確定拠出年金法上運用商品とできるもののうち、元本確保型でないものをいいます。

⑥給付の種類、受給要件、給付の開始時期および給付(年金または一時金別)の受取方法

個人型年金の加入者等は、以下で説明する給付の種類により積み立てた個人別管理資産を受け取ることができます。なお、加入者等の個人別管理資産は、以下の給付または脱退一時金としての支給以外に引き出すことはできません。当プランにおいて、給付の請求を行う場合にはSB1ベネフィット・システムズに対して行っていただきます。

| 給付の種類 | 受給要件 | 受取方法 |
|-----------|--|---|
| 老齢給付金(※1) | 加入者等は、確定拠出年金の加入者等であった通算の年数に応じ(※2)60歳以上75歳未満までの間に給付を請求することで受給することができます。(※3) | 5年以上20年以下の支給期間を受給者が定めて年金として受け取る方法、または一時金として受け取る方法を選択できます。当プランにおける受取方法は、「第4章(8)給付の請求と受取方法」を参照ください。 |
| 障害給付金 | 加入者等が、国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の1級および2級に該当する障害の状態に至った場合、給付を請求することで受給することができます。 | 5年以上20年以下の支給期間を受給者が定めて年金として受け取る方法、または一時金として受け取る方法を選択できます。当プランにおける受取方法は、「第4章(8)給付の請求と受取方法」を参照ください。 |
| 死亡一時金 | 加入者等が死亡した場合、その遺族(※4)の方が請求することで受給することができます。 | 一時金としてのみ受け取ることができます。 |

※1 障害給付金の受給者は、老齢給付金としての受給はできません。

※2 確定拠出年金制度における、企業型確定拠出年金および個人型年金における加入者期間と運用指図者期間のうち60歳までの期間の合算(ただし、個人型年金に厚生年金基金等の企業年金制度からの移換がある場合は、その加入期間も含算)の年数により受給可能年齢は以下のようになります。

| 加入期間 | 請求可能年齢 | 加入期間 | 請求可能年齢 | 加入期間 | 請求可能年齢 |
|-------|--------|-------|--------|------|-----------------------------|
| 10年以上 | 60歳 | 4年以上 | 63歳 | 0ヶ月 | 65歳以上、かつ、加入日(※)から5年経過した日 |
| 8年以上 | 61歳 | 2年以上 | 64歳 | | (※)加入日が60歳前である場合は、60歳に到達した日 |
| 6年以上 | 62歳 | 1ヶ月以上 | 65歳 | | |

※3 75歳までに老齢給付金の受給の請求を行わなかった場合、積み立てた個人別管理資産は自動的に現金化され、一時金として支給されます。

※4 請求できる遺族の範囲および順位については、確定拠出年金法の定めによります。

⑦企業型確定拠出年金の加入者が転職又は離職した場合の個人型年金への資産移換について

企業型確定拠出年金の加入者等が転職又は離職した場合、新たな勤務先が企業型確定拠出年金の実施されている民間企業であって、その加入者となる場合には個人別管理資産をその企業型確定拠出年金に移換する必要がありますが、それ以外の場合(転職先が企業型確定拠出年金が実施されていない民間企業もしくは共済組合の加入団体の場合や個人事業主または専業主婦となる場合など)は、企業型確定拠出年金で積み立てた個人別管理資産を個人型年金に移換できます。

上記以外の場合はケースによって異なりますので、当社カスタマーサポートセンターまでお問い合わせください。

⑧拠出、運用および給付の各段階における税制措置について

個人型年金では拠出、運用および給付の各段階において税制上の優遇措置が講じられています。税制措置の内容は概ね以下の表のとおりです。なお、税制に関しては将来変更される場合があります。税制の詳細に関しましては、最寄りの税務署または税理士等の専門家にご相談ください。

| 各段階 | | 内容 | |
|-----|------------|---|--|
| 拠出時 | 掛金 | 全額所得控除の対象となります。 | |
| 運用時 | 運用益、利息、配当等 | 非課税です。 | |
| | 積立金 | 特別法人税と法人住民税が課税対象ですが、現在課税は停止されています。(※1) | |
| 給付時 | 老齢給付金 | 一時金 退職所得として課税されます。(ただし、退職所得控除が適用されます。) | |
| | 年金 | 雑所得として課税されます。(ただし、公的年金等控除(公的年金や他の企業年金制度の給付と合算)が適用されます。) | |
| | 障害給付金 | 非課税です。 | |
| | 死亡一時金 | みなし相続財産として相続税の対象となります。 | |
| | 脱退一時金 | 一時所得として課税されます。(ただし、特別控除(年額50万円まで)が適用されます。) | |

※1 企業年金制度や確定拠出年金では、拠出時や運用時の課税が給付時まで繰り延べられます。その延滞利息として年金資産に対して課せられる税金が特別法人税です。年金資産に対して年1.173%(国税1%、地方税0.173%)が課税されることとなっていますが、現在は課税が停止されています。

⑨企業年金制度に加入していた方の個人型年金への資産移換について

個人型年金に加入される前に厚生年金基金および確定給付企業年金に加入していた方、または、企業年金連合会に年金資産をお持ちの方で、一定の要件を満たす方については、個人型年金で加入の申出を行われた際に、それらの年金資産を移換することができます。

| 年金資産の存在する企業年金制度 | 個人型年金へ移換するための要件 | 手続き期限およびご照会先 |
|---------------------------|---|--|
| 厚生年金基金 または 確定給付企業年金 | 以下の要件全てを満たすことが必要です。 ・厚生年金基金、確定給付企業年金を脱退し、かつ、脱退一時金相当額を受け取っていないこと。 ・厚生年金基金、確定給付企業年金を脱退してから1年を経過していないこと。 ・移換申出時に個人型年金の加入(掛金を拠出する)手続きを行っていること。 | ご希望される方は期限内に当社カスタマーサポートセンターにご照会ください。 |
| 企業年金連合会(※1) | 以下の要件全てを満たすことが必要です。 ・厚生年金基金、確定給付企業年金の脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換したことがある方。 ・移換申出時に個人型年金プランに加入(掛金を拠出する)手続きを行っていること。 | 個人型年金への加入の申出を行ってから3ヶ月以内に所定の手続きを行なう必要がありますので、ご希望される方は速やかに企業年金連合会・年金サービスセンター(TEL:0570-02-2666)までご照会ください。 |

※1 確定給付企業年金の本人拠出相当額は拠出時に課税され、給付時に非課税の扱いとなっていますが、確定給付企業年金(確定給付企業年金から脱退一時金相当額の移換を受けた企業年金連合会を含む)から個人型年金へ脱退一時金相当額または積立金を移換した場合、給付時に課税されることとなります。

⑩加入条件を満たしていない場合の掛金の払戻し処理(還付)について

個人型年金の加入条件を満たしていない等、掛金が拠出できないときに拠出された場合や、掛金が拠出限度額を超過した額であった場合、後に該当する期間の掛金相当額の払い戻し(還付)がされることとなっています。還付の有無の確認および指示は国民年金基金連合会によって行われ、還付対象となることが確認された場合は、国民年金基金連合会より委託を受け、当社が記録関連業務(運営管理機関業務の一部)を委託したSB1ベネフィット・システムズが定める日に還付を行い、その際に、国民年金基金および運営管理機関の事務費を徴収させていただきます。還付が発生する具体的な例は以下のとおりです。

| 主な還付理由 | 還付要件 |
|-----------|---|
| 国民年金保険料未納 | 個人型年金は、公的年金(国民年金)に上乗せされる年金制度であり、国民年金の第1号被保険者の方が掛金の拠出(掛金の引落し)をするためには、国民年金保険料の納付をしていることが必須条件となっております。(確定拠出年金法第68条) そのため、国民年金保険料が未納となっている月に拠出された掛金は、国民年金基金連合会の指示により還付(掛金相当額の払戻し)が行われます。(※1) |
| 加入資格なし | 個人型年金では、右記の事由に該当する場合は、掛金を拠出することが出来ません。右記に該当する方は、国民年金基金連合会の指示により還付(掛金相当額の払戻し)が行われます。 |
| 拠出限度額オーバー | 第1号被保険者で日本国内に住所を有しない方、その他の理由により国民年金の被保険者でなくなった方 国民年金保険料の全額免除または一部免除等、学生納付猶予、若年者納付猶予の方 |
| 遡及喪失 | 農業者年金の被保険者の方 国民年金の第1号被保険者の方の個人型年金の掛金は、国民年金の付加保険料、または国民年金基金の掛金を含め68,000円が上限額となっております。被保険者種別を変更した場合、または第2号被保険者のままであっても、他の企業年金等の加入の状況によって上限額が異なります。上限額を超えた掛け出した月の掛け出しは、国民年金基金連合会の指示により還付(掛け金相当額の払戻し)が行われます。(※2) 変更月以降に加入者資格喪失手続きをされた場合は、月日を遡って個人型年金加入者資格喪失手続きが行われます。資格喪失日以降に拠出された掛け金につきましては、国民年金基金連合会の指示により還付(掛け金相当額の払戻し)が行われます。(※3) |

※1 ◆国民年金保険料の未納月分に該当する月分の掛金額は拠出できません。

◆還付の有無の確認は、毎年3月に「前々年12月分(前年1月納付期限分)～前年11月分(前年12月納付期限分)までの国民年金保険料の納付状況」と「前々年12月分(前年1月納付)～前年11月分(前年12月納付)までの個人型年金掛金の拠出状況」を照合することにより判定しています。

◆還付対象月及び還付額は、次の通りです。

(イ)掛金を毎月拠出した場合

還付対象月:国民年金保険料の未納月

還付額:還付対象月に拠出した掛金額全額

(ロ)区分による掛金を(複数月分)拠出した場合

還付対象月:国民年金保険料の未納月

還付額:(拠出区分内の国民年金保険料納付月数×1ヶ月当たりの拠出限度額+前拠出区分からの繰越限度額)

★(ロ)の場合、掛金額が少額で拠出限度額を使い切らない場合は、国民年金保険料の未納月があっても還付が発生しない場合もあります。但し未納月分は通算拠出期間の減算が行われます。

※2 区分による掛金(毎月の掛金ではない複数月掛金)については、法令上の掛金上限額と実際の区分ごとの掛金設定額を勘案し限度額超過部分を計算して得られたものが還付戻し対象となります。

※3 区分による掛金(毎月の掛金ではない複数月掛金)については、当該区分による掛金全額が還付戻し対象となります。

⑪運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応

運営管理機関等の各機関が破綻した場合の対応は以下のとおりです。

| 機関 | 破綻時の対応 | |
|-----------|---|---|
| 運営管理機関 | 破綻を理由に個人別管理資産が削減されることはありません。ただし、新しい運営管理機関に引き継ぐことになりますので、運用商品が変わることになります。 | |
| 事務委託先金融機関 | 破綻を理由に個人別管理資産が削減されることはありません。ただし、新しい事務委託先金融機関に引き継ぐことになりますので、運用商品が変わることになります。 | |
| 商品提供機関 | 預金 | 預金保険機構によって1人あたり1金融機関について(個人別管理資産の他に当該金融機関に預金がある場合は合算で)1千万円およびそれまでの利息について保護されます。 |
| | 投資信託 | 運用商品は信託銀行で分別して管理・保全されています。 |

⑫国民年金基金連合会、運営管理機関および資産管理機関の行為準則の内容

i)国民年金基金連合会

国民年金基金連合会の行為準則の概要は以下のとおりです。(確定拠出年金法第43条、確定拠出年金法施行規則第60条より抜粋し、当社が要約)

| | |
|---------|---|
| 忠実義務 | 法令等や個人型年金規約を遵守し、個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。 |
| 個人情報の保護 | 個人型年金の実施に係る業務に限り、個人型年金加入者等の個人の情報を保管または使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管しおよび使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合はこの限りではない。 |
| 禁止行為 | <ul style="list-style-type: none">自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を選定すること。自己または個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、運営管理業務の委託にかかる契約を締結すること。運営管理業務を委託した運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること。運営管理業務を委託した運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うことまたは行わないことを勧めさせること。個人型年金加入者等に、特定の運用の方法について指図を行うことまたは行わないことを勧めること。個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会または個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めることが。個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理業務を行う運営管理機関として特定のものを指定し、またはその指定を変更することを勧めること。 |

ii)運営管理機関

運営管理機関の行為準則の概要は以下のとおりです。(確定拠出年金法第99条、第100条、確定拠出年金運営管理機関に関する命令第10条より抜粋し、当社が要約)

| | |
|---------|--|
| 忠実義務 | 法令に基づいてする主務大臣の处分および運営管理契約を遵守し、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない |
| 個人情報の保護 | 企業型確定拠出年金または個人型年金の実施に係る業務に限り、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の個人に関する情報を保管または使用するに当たっては、その業務の遂行に必要な範囲内で当該個人に関する情報を保管しおよび使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合はこの限りでない |
| 禁止行為 | <ul style="list-style-type: none">運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の損失の全部または一部を負担することを約すること。運営管理契約を締結するに際し、その相手方に対して、企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等または当該相手方に特別の利益を提供することを約すること。運用関連業務に際し生じた企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の損失の全部もしくは一部を補てんしまたは当該業務に際し生じた企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等の利益に追加するため、当該加入者等または第三者に対し、財産上の利益を提供しまたは第三者をして提供されること(自己の責めに帰すべき事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除く。)運営管理契約の締結について勧誘をするに際しまたはその解除を妨げるため、運営管理業務に関する事項であって、運営管理契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なことについて、故意に事実を告げずまたは不実のことを告げること。自己または企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等以外の第三者の利益を図る目的をもって、特定の運用の方法を加入者等に対し提示すること。企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うこと、または指図を行わないことを勧めること。運用の方法に係る商品の販売もしくはその代理もしくは媒介またはそれらに係る勧誘に関する事務を行う者が、運用の方法の選定に係る事務を併せて行うこと。企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、年金制度に関する事項であって、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法に関し、不実のことを告げ、もしくは利益が生じることまたは損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、運用の指図を行わせること。企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示したいずれかの運用の方法につき他の運用の方法と比較した事項であって不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げ、または表示すること。企業型確定拠出年金および個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法に関する事項であって運用の指図を行う際にその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、もしくは不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げまたは表示すること。企業型確定拠出年金加入者等が確定拠出年金運営管理機関を選択できる場合において、その選択について企業型確定拠出年金加入者等を勧説するに際しまたは選択した確定拠出年金運営管理機関の変更を妨げるため、当該企業型確定拠出年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げずまたは不実のことを告げること。運営管理機関の指定または指定の変更について個人型年金加入者等を勧説するに際しまたは確定拠出年金運営管理機関の指定の変更を妨げるため、当該個人型年金加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項につき、故意に事実を告げずまたは不実のことを告げること。 |

iii)資産管理機関(個人型年金における事務委託先金融機関を含む)

資産管理機関の行為準則をまとめると以下のとおりです。(確定拠出年金法第44条より抜粋し、当社が要約)

| | |
|------|--|
| 忠実義務 | 法令および資産管理契約を遵守し、企業型確定拠出年金または個人型年金加入者等のため忠実にその業務を遂行しなければならない。 |
|------|--|

第2章 金融商品の仕組みと特徴

当プランに組み入れられている運用商品の仕組みと特徴は以下のとおりです。組入れ運用商品の内容および運用実績等の詳細は当社WEBサイトでご覧いただけますので、当プランのご利用の前に必ずご覧ください。

(1) 預貯金

| | |
|---------------|---|
| 性格または特徴 | 一定の金額を一定の期間預けると、あらかじめ決められた金利で運用され、満期時に元本と利息が支払われます。安全に運用したい場合に向いています。 |
| 種類 | 銀行等で取り扱われる定期預金 |
| 期待できるリターン | 利息 |
| 考えられる主なリスク | 取扱金融機関の信用リスク、インフレリスク |
| 時価等に影響を与える要因等 | － |
| その他 | 定期性の預貯金を途中解約する場合は預け入れ時に提示された満期までの金利より低い金利が適用されるまたは手数料がかかることがあります。 |

(2) 投資信託

| | |
|---------------|---|
| 性格または特徴 | 多数の投資家から集めた資金を一つにまとめ、投資信託委託会社が株式、債券等で運用を行う商品です。小額の資金でも分散投資が可能なことに加え、専門家が運用を行うため、投資の経験が少ない人でも利用しやすいという特徴があります。 |
| 種類 | 株式投資信託、公社債投資信託等 |
| 期待できるリターン | 売却益または償還差益、収益分配金 |
| 考えられる主なリスク | 価格変動リスク、為替リスク |
| 時価等に影響を与える要因等 | 組み入れられている個々の株式や債券等の値動きや、投資信託が投資している有価証券等の発行者の経営・財務状況の変化、為替の変動により、投資信託の基準価額は変動します。 |
| その他 | 解約の制限または途中解約時に信託財産留保額等がかかる場合があります。また、分配金および元本が保証された商品ではありません。 |

第3章 資産の運用の基礎知識

(1) 資産の運用を行うに当たっての留意点

加入者等の方が個人型年金において資産の運用を行うに当たって、運用商品ごとのリターンとリスクの両面を十分理解し、且つ許容可能なリスクをもとに運用商品の選択をしていただくことが必要となります。

運用関連運営管理機関は、確定拠出年金法の定めに則り、提示した運用方法についての利益の見込みおよび損失の可能性、加入者等が運用指図を行うために必要な情報を提供することとなっておりますので、加入者等の方は、これらの運用関連運営管理機関から提供される情報に基づき、提示される金融商品の仕組、特徴およびリスク等を十分に認識の上運用を行ってください。

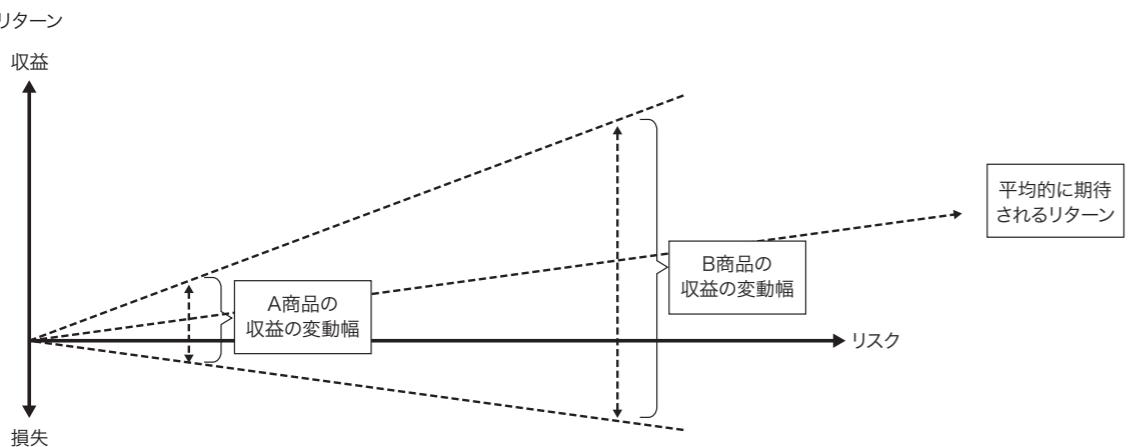
(2) リスクの種類と内容

一般的に金融商品には概ね以下のようなリスクが存在し、運用商品ごとにこれらのうちのどのリスクがあるかを理解の上選択することが必要となります。

| リスク | 内容 |
|--------------|--|
| 価格変動リスク | 金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、金融・経済情勢、企業業績、これらに関する外部評価の変化、景気など様々な要因により価値(価格)が変動します。これらの変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 |
| 信用リスク | 元本の保証がある場合には保証している主体、株式・債券などは発行している主体の信用力の低下、これらに関する外部評価の変化や倒産等の理由により、購入した金融商品の利息、元本、価値(価格)等が変動し、投資元本を割り込むことがあります。 |
| 流動性リスク | 購入した金融商品を解約または売却ができない条件が付されているまたは取引市場における取引が希薄または存在しないなどの理由で、金融商品を取引したいタイミングで取引できない可能性があります。 |
| 金利変動リスク | 金利が変動することにより、金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、当初購入した金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 |
| インフレリスク | 物価の上昇により、実質的な資産価値が減少する可能性があります。 |
| 為替リスク | 外貨建の金融商品または外貨建の資産が組み入れられている金融商品など、外国為替相場の変動により、円換算した金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 |
| カントリーリスク | 外国の株式や債券等またはこれらの金融商品を組み入れた金融商品など、投資先の国の政治・経済情勢の変化により金融商品の価値(価格)が変動するリスクのことをいい、この変動により、金融商品の価値(価格)が下落し、投資元本を割り込むことがあります。 |
| その他各商品固有のリスク | その他、商品毎に特有のリスクがある場合があります。これらのリスクに関しては運営管理機関が提供する商品説明資料等をご確認ください。 |

(3) リスクとリターンの関係

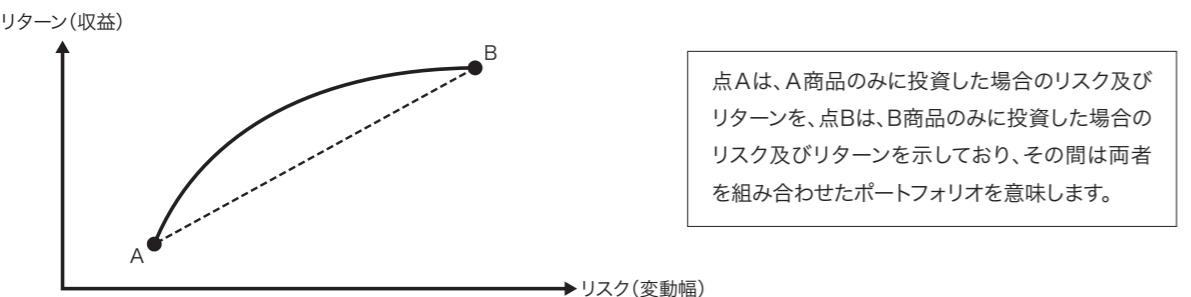
年金資産等の金融資産の運用において、通常、投資した結果の期待される収益(損失の場合もあります。)のことを期待リターンといい、一方、期待されるリターンの不確実性(変動幅の大きさ)のことをリスクといいます。一般に、リスクが大きい(つまりリターンの変動幅が大きい)金融商品の場合には、大きな収益を期待できる一方、大きな損失を被る可能性も大きくなります。



上記の図において、A商品とB商品を比較した場合、A商品は期待リターンの変動幅が小さく、B商品は期待リターンの変動幅が大きい商品となっています。期待リターンの小さいA商品は大きなマイナスの可能性も低くなりますが、期待されるリターンも小さくなります(ローリスク・ローリターン)。また、高いリターンを期待できるB商品は、それだけリスクが大きく、大きなマイナスのリターンになる可能性も大きくなります(ハイリスク・ハイリターン)。

(4) 分散投資の考え方とその効果

現代ポートフォリオ理論(※1)では、複数の種類の金融商品に投資したポートフォリオ(※2)において、全体の期待リターンは各々の個別の金融商品のリターンを加重平均することで求められますが、全体のリスクに関しては加重平均では求められないと言われています。単純なモデルとして、価格の変動が完全には連動しない(相関しない、つまり相関係数が1ではないともいいます。)2つの異なる種類のA商品とB商品のみで構成されるポートフォリオの例をとれば、A商品とB商品の組み合わせ比率を変化させた場合のリスクおよびリターンの関係は、下図のAとBを結んだ実線の曲線のような形状になることが知られています。



このように、ポートフォリオの組み合わせ比率に応じたリスクおよびリターンの関係が、AとBを結んだ直線(上記の図の点線)で表される関係とならず、上記のような曲線となるのは、A商品とB商品が完全に相関していないために、単一の商品のみで運用する場合よりも、リスクに対してリターンが比較的大きい、もしくはリターンに対してリスクが比較的小さいことを意味します。わかり易く言えば、一つの商品のみを保有しているために、その商品価格の暴落によるリスクが100%及ぶことがない、ということであり、これが分散投資の効果となります。つまり、運用する商品の種類を増加させ、より多数の商品によるポートフォリオを構築することにより、より安定した資産運用ができます。

※1 現代ポートフォリオ理論とは、1990年にノーベル経済学賞を受賞したマーコウイツ(H. Markowitz)により提唱された、ポートフォリオのリターンとリスクとの関係を定式化(平均一分散アプローチ)することによってポートフォリオの構築を明示的に計量化する理論体系のことをいいます。

※2 投資家が保有している株式や債券等の金融資産の集合体のことをいいます。

(5) 長期運用の考え方

投資信託等の金融商品は日々価格が変動しており、短期的には元本を下回ることもあります。しかし、一般的には、長期的に見ると価格はなだらかに上昇し、高いリターンを得ることができると言われています。また、特定の商品を、毎月一定金額で購入しながら積み立てると、単価が高いときには比較的購入数量が大きくなり、逆に単価が高いときには比較的購入数量が小さくなるために、商品の平均購入単価が下がり、運用益が得やすい傾向になるという、ドル・コスト平均法と呼ばれる長期の積立における傾向を運用に生かす手法もあります(※1)。年金資産の運用においては、短期的な値動きに一喜一憂することなく、長い目で運用の成果を見ていくという姿勢も大切です。

※1 いずれも今後、同様の運用結果となることを約束するものではありません。

第4章 東海東京のiDeCo利用に関する事項

(1) 諸経費

当プランにおいて必要となる諸経費は以下のとおりです。

(2019年10月現在)

| 支払先 | 一時費用(初期手数料) | | | 月当たり費用 | | 発生の都度課金する費用 | | |
|----------------------|--|---|--------------|--------------------|------------------|----------------|--------------------|----------------------------------|
| | 当プランへ加入申する方 移換をする方(※1) 運営管理機関の変更をする方(※1) | | | 加入者 (掛金を拠出される方) | 運用指団者 | 給付を受ける方 | 還付を受ける方(※4) | 他の確定拠出年金へ移換をする方 運営管理機関の変更をする方 |
| | 加入時手数料 | 移換時手数料 | 運営管理機関変更時手数料 | | | | | |
| 国民年金基金連合会 | 2,829円 | — | 月額105円(※2) | — | — | — | 1回の還付につき1,048円 | — |
| 事務委託先金融機関(日本カストディ銀行) | — | — | 月額66円 | — | 1回の振込につき440円 | 1回の還付につき440円 | — | — |
| 運営管理機関(東海東京証券) | 無料 | — | 月額253円 | — | — | — | 1回の還付につき660円 | 4,400円 |
| 合計額 | 2,829円 | 無料 | 月額424円 | 月額319円 | 1回の振込につき440円 | 1回の還付につき2,148円 | 4,400円 | 4,400円 |
| 徴収方法 | 加入者の資格取得後に初回の掛金より控除。 | 企業型確定拠出年金、厚生年金基金、確定給付企業年金等からの移換時に個人別管理資産より控除。 | — | 毎月の掛金より控除。(※3) | 個人別管理資産より控除。(※3) | 給付の都度、給付金より控除。 | 還付の都度、還付金より控除。(※5) | 個人別管理資産より控除。(※6) |

※1 移換元運営管理機関等で別途手数料が徴収される場合があります。詳しくは移換元運営管理機関等へご照会ください。

※2 上記の国民年金基金連合会の月当たり費用に関しては、掛金がない月には徴収されません。但し毎月拠出で初回だけ2ヶ月分引落しの方は2回分の210円が課金されます。

※3 運営管理機関の手数料および事務委託先金融機関の手数料は、掛金の拠出がなかった加入者および運用指団者もその対象となります。

① 徴収方法

当該手数料は、個人別管理資産から手数料相当額を毎月控除することにより徴収します。ただし、掛金以外からの手数料は個人別管理資産の売却により、前日の評価額にて手数料に相当する各保有商品の保有比率に応じた売却口数を決定の上、当該各商品・各口数の売却代金の合計額が充当されます。なお、個人別管理資産が手数料相当額に満たない場合等、手数料課金はこの個人別管理資産の売却代金による充当を以って完了することとし、過不足調整のための売却および買戻しは行いません。また、手数料相当額を控除すべき個人別管理資産が預け替えにより確定している場合は、預け替え終了後の個人別管理資産より控除することにより徴収します。

② 個人別管理資産の売却方法

以下の算式によって算出された数量を売却いたします。なお、売却日は引落月26日(銀行休業日の場合は、その翌営業日)より13営業日以降となります。また、売却結果と手数料額に差異が生じた場合であっても加入者への追徴、返還は行わず手数料の精算は終了するものとします。

$$(A/B) \times C$$

A… 手数料額

B… 売却可能な各運用商品の売却日前日における評価額の合計

C… 売却可能な各運用商品の売却日前日における残高数量

③ 手数料の充当順

個人別管理資産売却によって得られた金額は、まず事務委託先金融機関の手数料に充当し、残額がある場合には残額全額を運営管理手数料として充当するものとします。

※4 還付とは、本来掛金を拠出できない方が拠出した場合に、掛金に相当する額を返還することをいいます。詳しくは、第1章(2)⑩「加入条件を満たしていない場合の掛金の払戻し処理(還付)について」を参照ください。

※5 手数料は、国民年金基金連合会、事務委託先金融機関の順に充当し、残額がある場合には残額全額を運営管理手数料として充当することにより手数料精算は終了するものとします。

※6 個人別管理資産が移換時手数料または運営管理機関変更時手数料の金額に満たない場合は、個人別管理資産額全額を運営管理手数料として充当し、手数料精算は終了するものとします。

【その他の特記事項】

※ 上記の金額は全て消費税込の金額を表示しております。

※ 上記の手数料体系は今後変更される可能性があります。また、運用商品によっては、売買に係る手数料等が別途かかる場合があります。

(2) 東海東京のiDeCoの申込方法

当プランの利用を開始する際には、以下の手続きを行う必要があります。

下記のいずれかの手続きが完了することで、当プランが利用可能となります。手続き終了後に、SB!ベネフィット・システムズより加入者サイト上で運用指図を行うためのIDとパスワードなどが記載された書類をお送りいたします。

IDとパスワードの記載書類が届きましたら、ただちに加入者サイトにログインの上、お客様への連絡用のメールアドレスの登録をしてください。

| ケース | 提出書類 | 提出書類の締切日等 |
|---------------------------|---|--|
| 新規に掛金を拠出する場合 | 「個人型年金加入申出書」にご記入いただき、当社を経由して国民年金基金連合会に提出し、加入資格の確認を行うことで、加入者として当プランが利用可能となります。 | 「個人型年金加入申出書」の当社における締切日は毎月15日(必着。休日の場合は前営業日。)です。当月15日までに「個人型年金加入申出書」を提出した場合、当月分の掛金として翌月26日(休日の場合は翌営業日)にお客様の掛金引落口座より初回の掛金が引落されます。(※1) (※2) また、区分による掛金(毎月定額拠出ではなく年1回以上、任意に決めた月にまとめて)拠出することを希望される場合は以下(※3)をご参考ください。 |
| 企業型確定拠出年金から個人別管理資産を移換する場合 | 「個人別管理資産移換依頼書」にご記入いただき、当社を経由して国民年金基金連合会に提出し、個人別管理資産の移換の指示を得ることで当プランが利用可能となります。 | 「個人別管理資産移換依頼書」の当社における締切日は毎週金曜日(必着。休日の場合は前営業日。(※4))です。当社は金曜日までに提出された「個人別管理資産移換依頼書」を翌週初に国民年金基金連合会に送付します。「個人別管理資産移換依頼書」の提出により企業型確定拠出年金制度から当プランに個人別管理資産が移換されるまでの期間は通常1~2ヶ月かかります。 |
| 個人型年金プランの運営管理機関を当社に変更する場合 | 「加入者等運営管理機関変更届」にご記入いただき、当社を経由して国民年金基金連合会に提出し、当社への運営管理機関変更指示がされることで当プランが利用可能となります。 | 「加入者等運営管理機関変更届」の当社における締切日は毎月15日(必着。休日の場合は前営業日。)です。加入者の方が当月15日までに「加入者等運営管理機関変更届」を提出した場合、当月分の掛金として翌月26日(休日の場合は前営業日)にお客様の掛金引落口座より当プランの初回の掛金が引落されます。(※1) (※2) 手続き完了までに1~3ヶ月かかります。 |

※1 加入申出者が加入者となる日は、当社で「個人型年金加入申出書」を受け付けた日となります。したがって、毎月15日の当社における締切日を過ぎ、その月末までに受け付けられた「個人型年金加入申出書」は翌月に処理され、翌々月の26日の掛金引落日に2ヶ月分の掛金がまとめて引落されます。例えば、当社において1月25日に受け付けられた「個人型年金加入申出書」の加入申出者は、1月分および2月分の掛金がまとめて3月26日に引落されます。

※2 信用漁業協同組合連合会、漁業協同組合、農林中央金庫、商工組合中央金庫、外国銀行、但馬銀行、新銀行東京、ネット専用銀行(セブン銀行など)および一部の信用金庫、一部の信用組合は、国民年金基金連合会との間で、口座振替契約を行っていないもしくは契約を終了しているため、掛金引落金融機関に指定することができません。(前記の金融機関以外でも、国民年金基金連合会との間で口座振替契約を締結していない等の理由により、お取り扱いできません。)

【手続き】

※3 ◆掛金を区分単位で拠出したい場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」にて、事前に拠出の年間計画(「当年の掛金額」及び「翌年以降の掛金額」)を設定していくいただく必要があります。

◆「加入者月別掛金額登録・変更届」は、掛金の変更申請をする翌月分(翌々月納付)以降の掛金について設定していただくものであり、過去に遡った期間については、申請できません。

◆お客様より受け付けた「加入者月別掛金額登録・変更届」が、区分による掛金引落時期における国民年金基金連合会期日への書類提出期日に間に合わない場合やご希望の登録・変更いただけない場合などの際、お申出書類は一旦返却させて頂き再提出扱いとなる手続きとなることがありますのでご了承ください。

◆毎月定額の掛金を拠出する場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」のご提出は不要です。

【拠出期間の考え方】

◆12月分の掛金から翌年11月分までの掛金(実際の納付月は1月~12月)の拠出期間を1年とし、この1年を単位として考えます。

◆この1年(12ヶ月)を加入者の方が任意に区分し、年間の拠出月(年1回以上の拠出が必要)を決めていただきます(この任意に区分した期間を「拠出区分」といいます)。

◆上記【手続き】で説明しました年間計画において、11月分(12月納付)の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。

【掛金限度額について】

◆拠出区分の掛金額は、5,000円×拠出区分の月数の金額以上、当該拠出区分の拠出限度額以下で、1,000円単位となります。

【掛金引落日】

◆各拠出区分の最後の月の翌月26日が納付日となります。引落日以外に掛金の追納はできません。

【掛金額および拠出区分の変更】

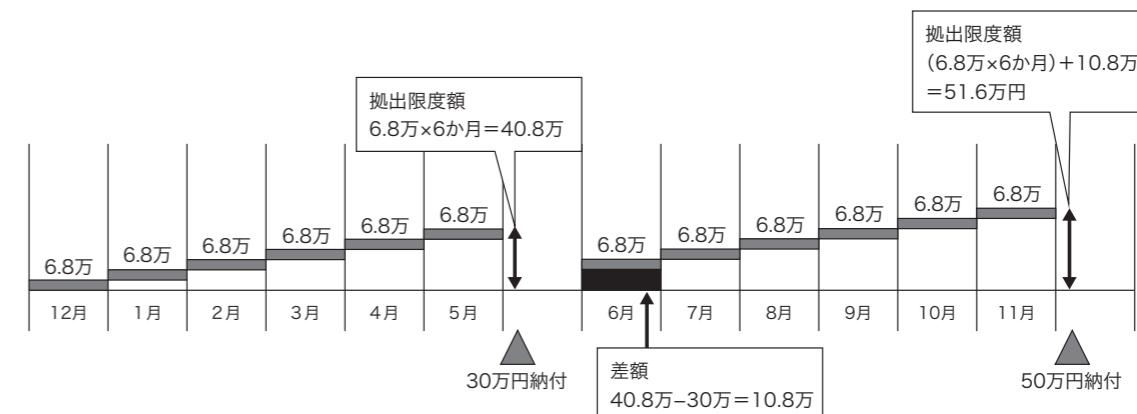
◆上記【拠出期間の考え方】で提示した1年の単位の中で、1回のみ掛金額および拠出区分の変更が可能です。

(注)種別変更等の限度額変更に伴う掛金額や拠出区分の変更は、変更回数には含まれません。

※4 ただし、「個人別管理資産移換依頼書」を「個人型年金加入申出書」と同時に提出する場合、当社における締切日は毎月15日(当社必着。休日の場合は前営業日。)とさせていただきます。当社は、当月15日までに提出された「個人別管理資産移換依頼書」および「個人型年金加入申出書」をとりまとめて国民年金基金連合会に送付します。

(区分単位の設定例)

- ・拠出限度額:月額6.8万円
- ・拠出区分:12月分~5月分、6月分~11月分(1年間を2期間に区分)
- ・納付月(掛金引落し月):6月・12月(年2回納付)
- ・拠出限度額:12月分~5月分⇒6.8万円×6ヶ月分=40.8万円
6月分~11月分⇒6.8万円×6ヶ月分=40.8万円
- ・実際の拠出額:12月分~5月分⇒30万円(限度額枠:10.8万円余り)
6月分~11月分⇒50.0万円(前年12月分~10月分の差額を活用。1.6万円余り)



◆ポイント

- ① 設定期例では、(12月分掛金~5月分掛金)の限度額の枠が10.8万円余っているため、次拠出区分(6月分掛金~1月分掛金)の限度額に10.8万円上乗せできます(翌年には繰り越せません)。
- ② 拠出区分は、1区分(年1回)~12区分(毎月)まで、任意に決めていただけます。
- ③ 拠出区分ごとに掛金額が同一である必要はありません。
- ④ 11月分(12月納付)の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定する必要があります。

◆留意事項

- ① 第2号加入者の方で、掛金の納付方法を給与天引(事業主払込)にされている方の場合、事業主の給与事務等の関係で給与天引対応ができない場合も考えられます。年単位拠出への変更を希望される場合は、事業主に対応が可能か事前に相談してください。事業主の対応が難しい場合は、掛金の納付方法を個人払込に変更していただくことで、年単位拠出が可能です。なお、掛金の納付方法が事業主払込で年単位拠出される場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届」の控え(コピー)を事業主に提出してください。
- ② 年間計画を作成する際には、11月分(12月納付)の掛金を含む拠出区分の拠出は必ず設定してください。
- ③ 拠出区分の途中で資格喪失した場合は、当該拠出区分以降の掛金が拠出できなくなります。
- ④ 年単位拠出されている方が、掛金額や拠出区分の変更をする際には、拠出のスケジュール等をよくご確認のうえご対応ください。
- ⑤ 11月に加入申出を行う場合は、掛金を区分単位で拠出することはできません。

(3) 第2号被保険者の勤務先の事業所登録

個人型年金の加入者のうち、第2号被保険者については勤務先が国民年金基金連合会に厚生年金保険の適用事業所として登録されている必要があります。このため、第2号被保険者が個人型年金に加入する場合や、加入後に勤務先を変更して加入を継続する場合に、国民年金基金連合会への事業所登録(または既に登録されている場合も、登録事業所番号の通知等)の必要があります。なお、法令等により、第2号被保険者による個人型年金への新規の加入、または既加入者の加入継続に対する、事業主の協力義務が定められています。また、勤務先の事業所登録申請が完了後、登録事業所番号が国民年金基金連合会より勤務先へ通知されます。事業所登録申請時・申請後において事業主にご負担いただく費用はございません。

(4) 運用指図の方法

掛金、移換金および当プランにおける年金資産の運用指図の方法は以下のとおりです。

| 対象 | 内容 | | 運用指図の方法 |
|-----------|----------------------------------|--|--|
| 掛金 | 毎月の掛金 | 毎月の掛金に対する運用商品の配分を指定します。 | 加入者サイトまたはSB!ベネフィット・システムズのコールセンターを通じて行ってください。 |
| | 区分による掛金 | 区分による掛金に対する運用商品の配分を指定します。 | |
| 運用商品の預け替え | 加入者等が保有している運用商品の売却および購入の指示を行います。 | | |
| 指定運用方法 | | 法令により運用商品の設定を行わなかった場合、指定運用方法を定めているプランの場合は一定期間経過した後、予め運営管理機関が定めた商品を購入します。一方、指定運用方法を定めないプランの場合は、運用商品の設定を行うまで「現金」で資金が滞留します。当プランは運用商品の指定運用方法を定めないプランとなっておりますが、お申込み時にご返送いただく配分設定申込書(掛金、移換金)のご提出を必須とさせて頂いておりますので、「現金」で資金が滞留することは原則としてございません。(配分設定申込書が未提出の場合は書類不備となり、手続き完了となりませんのでご注意ください。) | |

(5) 掛金拠出から運用商品の購入までの流れ

毎月の掛金の拠出により、以下のような流れで運用商品の購入を行います。

- ① 当月分(毎月拠出)または区分による掛金は引落月26日(休日の場合は翌営業日。以下「掛金引落日」といいます。)に、加入者が指定した銀行等の口座から掛金が引落されます。(※1) (※3)
- ② 引落された掛金に対する運用指図は、事前に設定された配分割合で行なわれます。
- ③ 掛金引落日の13営業日後に商品購入指図を行います。例えば下表(※2)において、3月26日に引落された掛金での運用商品の購入指図は4月12日となります。
- ④ 購入結果の加入者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。なお、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

※1 掛金引落日の具体例は以下のとおりとなります。

| 毎月の掛金の場合 | 対象月 | 12月分 | 1月分 | 2月分 | 3月分 | 4月分 | 5月分 | 6月分 | 7月分 | 8月分 | 9月分 | 10月分 | 11月分 |
|----------|-------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|-------|-------|
| | 掛金引落日 | 1/26 | 2/26 | 3/26 | 4/26 | 5/26 | 6/26 | 7/26 | 8/26 | 9/26 | 10/26 | 11/26 | 12/26 |

| 区分による掛金の場合 (例3ヶ月毎) | 対象月 | 12月分～2月分 | 3月分～5月分 | 6月分～8月分 | 9月分～11月分 |
|-----------------------|-------|----------|---------|---------|----------|
| | 掛金引落日 | 3/26 | 6/26 | 9/26 | 12/26 |

なお、以下の例のように、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

※2 掛金による商品購入スケジュール例(購入指図の4営業日後受渡の商品の場合)

| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|------|-------------------|---------------------------|-----------------|------------------|------|------|
| 3/25 | 3/26 2月分の掛金引落日 | 3/27 | 3/28 | 3/29 | 3/30 | 3/31 |
| 4/1 | 4/2 | 4/3 | 4/4 | 4/5 | 4/6 | 4/7 |
| 4/8 | 4/9 | 4/10 掛金の運用指図 方法変更期限 | 4/11 拠出日 | 4/12 商品購入指図日 | 4/13 | 4/14 |
| 4/15 | 4/16 | 4/17 | 4/18 購入商品受渡日 | 4/19 加入者サイト反映 | 4/20 | 4/21 |

※3 掛金引落日に残高不足や預金口座振替依頼書(自動払込利用申込書)の不備等の理由により掛金を引落すことができなかつた場合、

掛金引落日に対応する月または区分による個人型年金への掛金はなかったものとみなされます。後日、追納等を行うこともできません。

なお、事業主払込の振込を選択した共済組合の事業所は、給与支払日に国民年金基金連合会が定める指定口座に振込みます。この場合掛金は、

通常の1ヶ月遅れで収納する場合があります。詳しくは勤務先の事業所へお問合せください。

(6) 個別管理資産に対する預け替えの流れ

個人別管理資産に対する預け替えは、以下のような流れで行います。当プランにおいては、毎日預け替えの申込み機会を提供しています。

- ① 個別管理資産に対する預け替えを行う場合は、加入者サイト(※1)にて運用指図の申込みを行う必要があります。加入者サイトの利用時間は、卷末「お問合せ」をご参照ください。
- ② 商品預け替えを受け付けた翌営業日に指定した商品の売却指図を行います。売却結果の加入者サイトへの反映は、売却商品の受渡日翌日に行われます。
- ③ 売却商品の受渡日当日に売却代金をもって預け替え後の商品の購入指図を行います。購入結果の加入者サイトへの反映は、購入商品の受渡日翌日に行われます。なお、商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

※1 SB!ベネフィット・システムズのコールセンターを通じて運用指図の申込みを行うこともできます。

なお、以下の例のように商品によって約定日、受渡日が異なりますのでご注意ください。

預け替えスケジュール例(売却指図の4営業日後受渡の商品から、購入指図の4営業日受渡の商品に預け替える場合)

| 日曜日 | 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 | 土曜日 |
|-----|------------------|-------|-----|-----|-----|---------------------|
| 1週目 | 預け替えの申込み | 売却指図日 | - | - | - | - |
| 2週目 | 売却商品受渡日 購入指図日 | - | - | - | - | 購入商品受渡日 加入者サイト反映 |

(7) 届出が必要な場合

以下のような場合は、当社に各種届出等の提出いただく必要があります。

・掛金の変更(年1回のみ可能)

・国民年金基金の加入や資格喪失、国民年金の付加保険料の納付開始または終了に伴うものも含みます。

・運用指図者の掛金積立開始

・住所、氏名の変更

・勤務先の変更、退職

・国民年金保険の免除または免除解除

・掛金引落口座の変更

・小規模企業共済等掛金払込証明書や個人型年金加入確認通知書の再発行など

また、加入者の方は、以下の場合には、当社に所定の書類を提出ください。

| 届出等の提出が必要な場合 | 提出書類 |
|--|--------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業退職金共済契約等の被共済者の資格を取得または喪失した。 ・特定退職金共済契約の被共済者の資格を取得または喪失した。 ・社会福祉施設職員等退職手当共済契約の被共済職員の資格を取得または喪失した。 ・外国保険被保険者等の資格を取得または喪失した。 ・厚生年金適用事業所において実施する退職手当制度が適用される者となったまたは適用されない者となった。 ・小規模企業共済契約者の資格を取得または喪失した。 | 共済資格等該当・不該当届 |

(8) 給付の請求と受取方法

当プランにおける給付の請求に関する書類および給付金の受取方法は、以下のとおりです。給付の請求は、SB I ベネフィット・システムズへご照会下さい。なお、老齢給付金については、受給する権利が発生したときに、SB I ベネフィット・システムズからその旨のご連絡差し上げ、給付に関する説明書をお送りします。

| 給付の種類 | 受取方法 | |
|-------|--|---|
| 老齢給付金 | 5年または10年の期間を選択して、分割年金(※1)として受け取る方法、もしくは一時金としての受け取りとなります。 | |
| 障害給付金 | 5年または10年の期間を選択して、分割年金(※1)として受け取る方法、もしくは一時金としての受け取りとなります。 | |
| 死亡一時金 | 一時金での受け取りとなります。 | |
| | | 加入資格を喪失する日によって取扱は以下のように異なり、該当する要件をすべて満たす場合、一時金での受け取りが可能になります。 |
| 脱退一時金 | 加入資格喪失日 | 脱退一時金の受け取りが可能である要件 |
| | 平成29年1月1日以降 | ①60歳未満であること ②企業型確定拠出年金の加入者でないこと ③iDeCoに加入できない者であること ④日本国籍を有する海外居住者(20歳以上60歳未満)でないこと ⑤障害給付金の受給者でないこと ⑥掛金の通常拠出期間が5年以下(※3)、または年金資産額が25万円以下であること(※4) ⑦企業型または個人型の確定拠出年金の加入者資格を、最後に喪失した日から2年を経過していないこと |
| | 平成28年12月31日以前 | 平成28年12月31日以前であり、個人型年金に加入できる方(加入資格がある方)の場合(※5) ①継続個人型年金運用指図者であること(但し、申出時から継続して個人型年金の加入資格のある者に限る) [継続個人型年金運用指図者:企業型確定拠出年金加入者の資格喪失後、企業型確定拠出年金運用指図者または個人型年金加入者となることなく個人型年金運用指図者となった者で、その申し出をした日から起算して2年経過している者] ②確定拠出年金の障害給付金の受給権者でないこと ③通常拠出期間が3年以下(※3)、または個人別管理資産の額が25万円以下であること ④継続個人型年金運用指図者となった日から2年以内であること ⑤企業型確定拠出年金の加入者資格を喪失したときに、脱退一時金の支給を受けていないこと |

※1 分割年金とは、受取開始時点に加入者等が選択した受給期間に応じて、個人別管理資産から一定割合を取崩しながら年金として受け取る方法(分割年金の年間支給回数は、1回・2回・4回・6回の中からご選択いただけます。)をいいます。年金として受給中も引き続き個人別管理資産に対する運用は行われますので、個人別管理資産の運用状況によって、都度、受取額が変動する場合があります。このため、個人別管理資産に対する運用状況が悪化した場合、想定していた受取額を割り込むことがあります。また、分割年金として受け取る場合、年金受給期間中も各種口座管理手数料等をお支払いいただく必要があります。

・取崩し(一定割合)とは、例えば「期間5年、年2回支給」の場合、総支給回数を10回としたとき、1回目支給時は全体数量の1/10を取崩し、2回目支給時は全体数量の1/9、3回目支給時は全体数量の1/8 … と取崩します。なお、複数商品を保有している場合は全体保有商品に対する持分毎の比率に応じて取崩す数量按分方式(注1)で取崩します。

・受取金額は、上記取崩し時の各商品の保有残高、および取崩し時の解約価額等で決定された金額によって計算されます。
・年金受取タイミングは以下のとおりとなります。

◆年間支給回数1回を選択された場合…給付裁定完了日の属する月の翌月から起算して13ヶ月目に初回給付(以降12ヶ月毎にお受取)
◆年間支給回数2回を選択された場合…給付裁定完了日の属する月の翌月から起算して7ヶ月目に初回給付(以降6ヶ月毎にお受取)
◆年間支給回数4回を選択された場合…給付裁定完了日の属する月の翌月から起算して4ヶ月目に初回給付(以降3ヶ月毎にお受取)
◆年間支給回数6回を選択された場合…給付裁定完了日の属する月の翌月から起算して3ヶ月目に初回給付(以降2ヶ月毎にお受取)

・年金受取方法については、年金開始月から5年を経過した場合、請求いただければその時点での残りの資産残高を一括で一時金として受取ることが可能です。
・年金支給期間中の運用にて、最終支給時に数量按分方式で取崩した結果、更に残高数量がある場合には、最終支給月翌月に残分を全額支給して給付の終了となります。

※2 生活保護受給中の法廷免除者、申請免除者、学生納付特例適用者または納付猶予適用者の方

※3 掛金の拠出がない期間は含みません。企業型確定拠出年金、退職一時金または企業年金から個人型年金へ移換があった場合には、その算定の基礎となった期間は含みます。

※4 当個人型年金プランとの他の確定拠出年金の口座を有している場合は、当個人型年金の年金資産額と他の確定拠出年金の個人別管理資産額を合算し25万円以下であること、及び当個人型年金プランとの他の確定拠出年金の通常拠出期間を合算し重複期間排除後の期間により判定いたします。

※5 平成28年12月31日以前において個人型年金の加入資格がない方は以下の通りです。加入資格がある方はこのいずれにも該当しない方となります。

【第1号被保険者の方の場合】

・農業者年金の被保険者の方
・国民年金の保険料をお客様ご自身の申請により免除等(注2)されている方(障害基礎年金を受給している方等は除きます。)

【第2号被保険者(60歳未満の厚生年金被保険者)の方の場合】

・厚生年金基金、確定給付企業年金に加入されている方または公務員等共済組合の長期加入員の方

【第3号被保険者の方】

【その他海外に居住し、国民年金の被保険者の資格を喪失している方】

注1 数量按分方式とは、商品を複数保有している時、例えば、A商品200口、B商品300口、C商品500口保有していた場合、取崩し時における解約数量及びその金額は以下のとおりとなります。
(総支給回数10回として)

◆ 1回目支給時:A商品(200口)×1/10×解約価額、B商品(300口)×1/10×解約価額、C商品(500口)×1/10×解約価額 左記によって得られた解約金額の合計が取崩し合計金額となります。

◆ 2回目支給時:A商品(180口)×1/9×解約価額、B商品(270口)×1/9×解約価額、C商品(450口)×1/9×解約価額 左記によって得られた解約金額の合計が取崩し合計金額となります。

◆ 3回目支給時:A商品(160口)×1/8×解約価額、B商品(240口)×1/8×解約価額、C商品(400口)×1/8×解約価額 左記によって得られた解約金額の合計が取崩し合計金額となります。

◆ 4回目、5回目と、以降上記と同様にその時点の保有口数×(1/残りの支給回数)で取崩していくきます。実際の支給金額は各商品の取崩し時の解約価額によって都度変動する場合があります。

なお、上記は期間中に保有商品の変更がない場合を前提としています。期間中にスイッチングが行われ、保有商品や数量に変更がなされた場合は、その保有数量に応じて同様のルールにて取崩しが行われます。

注2 全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除等、学生納付特例および若年者に対する納付猶予、生活保護受給の理由による免除

(9) 小規模企業共済等掛金払込証明書の再発行

加入者が確定申告または年末調整をする際に、加入者が提出した掛金額を証明する「小規模企業共済等掛金払込証明書(以下「払込証明書」といいます。)」が毎年10月下旬頃に国民年金基金連合会より発行されます(※1) (※2)。払込証明書を紛失した場合などは、払込証明書の再発行を申請することができます。払込証明書の再発行を申請する場合には、当社に「小規模企業共済等掛金払込証明書再発行申請書」をご提出下さい。(再発行については過去5年に限り可能です。)

※1 第2号被保険者の加入者のうち、掛金を事業主経由で払い込んでいる方については、給与等から所得税を源泉徴収する際その都度、その給与等から掛金が控除されます。したがって、事業主払込の加入者には、「小規模企業共済等掛金払込証明書」が発行されません。

※2 初回の掛金の納付が10月～12月の場合、納付が確認された月の翌月の下旬に送付されます。

※3 掛金の納付方法が年単位拠出の場合は、上記スケジュールとは異なります。

(10) 個人別管理資産等の報告

当プランにおいては、SB I ベネフィット・システムズより、毎年1回、毎年3月末日時点で加入者等であることが確認できる方を対象に、3月末日時点での個人別管理資産額、取引の明細、および掛金または個人別管理資産の充当により負担された諸経費の内容等を記載した書面を加入者サイトに掲載し、且つ予め届け出されている登録住所に郵送いたします。上記郵送の書面につきましては、住所が変更したにもかかわらず、登録住所の変更の届出がなされていない場合、お客様の手元に届かない場合があります。住所変更の際は、登録住所の変更のため速やかに(7)「届出が必要な場合」のとおり書類の提出をお願いいたします。

(11) 本説明書の内容の変更

本説明書の内容は、法令の改正または監督官庁の指示、その他必要が生じたときには変更される場合があります。変更した場合には、当社のWEBサイト上の個人型年金案内サイトまたは加入者サイトにて掲示するものとします。

(12) SB I ベネフィット・システムズの確定拠出年金加入者等の取引等に関する規程

※本項で「当社」とは第一条(規程の主旨)の通り、「SB I ベネフィット・システムズ株式会社」となります。

第一条(規程の趣旨)

この規程は、SB I ベネフィット・システムズ株式会社(以下「当社」といいます。)に対し運営管理業務を委託(運用関連運営管理機関を通じ記録関連業務に関する運営管理業務を再委託した場合を含みます。)した企業もしくは団体等の企業型確定拠出年金制度または国民年金基金連合会の個人型年金制度の、加入者、運用指図者および加入者であった方のうち、他の企業型確定拠出年金または個人型年金に個人別管理資産が移換されるまでの方(以下「加入者様等」といいます。)が電話・インターネット等により行う以下の当社との取引等(以下「各種取引」といいます。)に係る取決めです。

第二条（ID、パスワードの管理）

当社は、加入者様等に対しIDおよびパスワードを発行します。当社が提供する運営管理サービスにおける加入者様用のインターネット画面、音声自動応答システムその他のツール（以下、「当社取引ツール」といいます。）に接続し、各種取引を行うためには、かかるIDおよびパスワードが必要となります。

第三条（本人確認）

- 当社は、当社発行のIDおよびパスワードと、加入者様等が当社取引ツールに接続、ご利用の際に使用するIDおよびパスワードが一致した際には、加入者様等のご本人による入力であるとみなします。
- 当社が前項の方法によって本人確認をした場合、IDおよびパスワードにつき不正使用その他の事故があっても、当社は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのために生じた損害につき当社は責任を負いません。なお、当社取引ツールに接続せずに、有人対応により本人確認を行う場合は、「ID」、「電話番号」、「生年月日」等、その他当社が合理的と判断する方法で本人確認を行います。なお、ここでいう当社が合理的と判断する方法とは、当社が加入者様等の本人確認を行うために、当社が既に持っている加入者様等の情報と、お申し出いただいた情報を実際に照合させるために必要な手段によるものです。

第四条（各種取引の利用時間）

- 各種取引の利用時間は、当社が定めるものとします。
- システム等の障害、補修等により、当社は予告無く各種取引の一部または全部を一時停止または中止することがあります。

第五条（商品提供機関申込み不可日にかかる運用指図の取扱い）

当社が提示している投資信託商品のうち、当該商品の投資信託委託会社の運用にかかる先として、外国の証券取引所の休場および停止、外国為替取引にかかる当該市場の銀行休業日、その他やむを得ない事情がある場合は、加入者様等からの運用指図を受付けないこと（運用指図の受注中止）があります。その場合の運用指図の実行については、当該運用指図の受注中止を解除した後の最初の当該商品の基準価額の計算日に運用指図の実行を商品提供機関に行ないます。

第六条（投資信託商品が償還された場合の取扱い）

当社が提示している投資信託商品がその理由を問わず償還され、当該投資信託商品の償還金が支払われる場合、当該投資信託商品を保有する加入者様等に対してその償還口数に応じて当該償還金を按分した上、同額にて当社の指定する元本確保商品を購入するものとします。

第七条（届出事項の変更等）

各種取引の利用に際し、当社に届け出ている事項に関して変更が生じた場合には、原則としてすみやかに当社へ、当社所定の手続きに従い、当該事項の変更の届出を行ってください。かかる変更は、加入者様等による届出が、当社の担当部署に到着したのち合理的な期間経過後から当社に対して対抗し得るものとします。

第八条（会話内容の記録）

当社は、各種取引に係る加入者様等からの受電内容を録音または記録し、取引内容の確認等に使用することができます。これに対して加入者様等は何ら異議を述べないものとします。

第九条（原文）

当社サイトおよび当社が作成した書類等につき日本語以外の言語による表示・記載（以下「外国語表示」といいます。）がある場合においては、外国語表示は参考として作成されるものであり、日本語表示と外国語表示との間に齟齬がある場合は、日本語表示が当社および加入者様等を拘束するものとします。

第十条（免責事項）

当社は次に掲げる事項により生じた加入者様等の損害については、その責任を負いません。ただし、当社の故意または重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

- （1）通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム等の障害もしくは瑕疵または第三者による妨害、侵入、もしくは、情報改変等により、伝達遅延・不能・誤動作またはその他一切の不具合が生じた場合
- （2）前1号記載の事由により、加入者様等の氏名、パスワードその他の個人情報が漏洩した場合
- （3）第三条に基づき本人確認を行なった場合において、本人確認用のパスワードに盗用その他の不正行為があった場合
- （4）加入者様等が運用商品の購入・売却の取消等の申込を行ったにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の申込が執行され取引が成立したため、取消等が行えなかった場合
- （5）天変地異、政変等不可抗力と認められる事由により、運用商品の購入および売却の執行・各種手続が遅延または実行不能となった場合

第十一條（個人情報の提供等）

- 当社に記録された個人情報に関しましては、加入者様等が参加する企業型確定拠出年金規約または個人型年金規約に当社が自ら行うものと定められた運営管理業務の遂行を目的として使用するものとします。ただし、当社の合理的な判断により運用関連運営管理業務の遂行を目的として提供される場合、またはペイオフ対応の目的でその対象となる金融機関に提供される場合があります。また当社は、事業主または加入者様等のために確定拠出年金教育ツール、シミュレーションツール（以下、「教育ツール」といいます。）を提供する場合には、その教育ツールを提供する機関に対して、事業主の指定する方法に基づいて加入者様等のIDなど個人に関する情報を提供できるものとします。

- 当社が保有する個人情報について外部委託を行う場合には、必要な契約を締結し、個人情報の保護に関する法律およびその関連法令等に従い、必要かつ適切な監督を行います。

第十二条（個人別資産管理資産額の通知）

加入者様等への個人別管理資産額等の通知回数およびその他通知に係る事項については、加入者様等が参加する個人型年金規約の定めに従い行うものとします。

第十三条（関係規程の適用・準用）

本規程に定めのない事項については、確定拠出年金法およびそれに基づく規約、運営管理業務委託契約等関係する法令・契約の内容によるものとします。

第十四条（準拠法・合意所轄）

本規程の成立、解釈および履行等に関する準拠法は日本法とし、本規程に関して万一当社と加入者様等との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第十五条（規程の変更）

- この規程は、法令の変更等、その他必要が生じたときには変更されることがあります。かかる変更を行なった場合、当社は、原則として当該変更内容をホームページに掲示して、加入者様等に対して通知いたします。
- 前1項に基づき規程の内容が変更された場合には、当該変更の実行日以降は、特に定める場合を除き変更後の規程が適用されるものとし、かかる変更により加入者様等が損害を被った場合であっても、特段の事情なき限り、当社はその責任を負いません。

附則

この規程は、平成29年4月1日から実施致します。

お問合せ

SBIベネフィット・システムズの個人型年金案内サイトおよび加入者サイトは以下の通りです。

| 当社の個人型年金案内サイト | 当社ホームページ https://www.benefit401k.com/の個人型年金ページ |
|---------------|---|
| 加入者サイト | https://www.benefit401k.com/customer/ |
| | ご利用時間 |
| 毎日 | 24時間 ※0:00～4:00は参照時間帯となり、スイッチング・配分割合・加入者情報などの登録・変更はできません。 ※毎月第2日曜日の4:00～7:00は定期メンテナンスのため、本サイトはご利用できません。 |

東海東京証券カスタマーサポートセンター、SBIベネフィット・システムズコールセンターそれぞれの取扱業務は以下のとおりですので、お問合せまたは各種ご連絡の際には、ご留意いただきますようお願いいたします。

| 東海東京証券カスタマーサポートセンター取扱業務 | SBIベネフィット・システムズコールセンター取扱業務 |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ・個人型年金制度全般に関するもの | ・加入者サイトの運営管理に関するもの |
| ・運用商品の情報提供に関するもの | ・個人別管理資産の記録（残高・履歴）の管理に関するもの |
| ・加入申出、当プランへの移換および運営管理機関の変更に関する書類の受付 | ・個人別管理資産の運用指図に関するもの |
| ・住所変更、掛金額変更等の各種変更届の受付 | ・給付の請求に関するもの |
| 電話番号 | 0120-748-104 |
| 営業時間 | 平日9:00～17:00 |
| 休日 | 年末年始、土日祝日 |
| 電話番号 | 0120-652-401 |
| 営業時間 | 月～土10:00～18:00 |
| 休日 | 祝日、年末年始、メンテナンス日などを除く |

※上記がつながらない場合は、
03-6435-5522をご利用ください。
※土曜日は加入者サイトに関するお問い合わせを承ります。

運用指図を行う商品の選択はお客様ご自身の判断となり、ご相談はお受けできませんのであらかじめご了承ください。

■編集・発行
東海東京証券
SB | ベネフィット・システムズ株式会社